

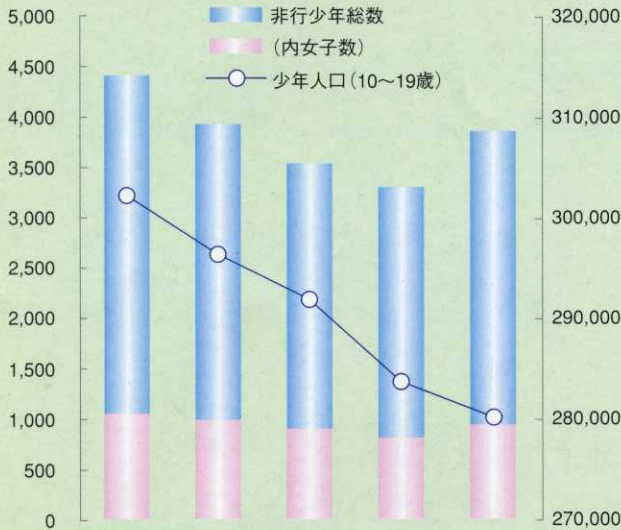
青少年の非行や犯罪被害の実態についてご存知ですか

県内の非行少年の補導数は、昨年、9年ぶりに増加しました。特に、中学生の補導数の増加が著しく、小学生の補導数も依然として高水準にあるなど、非行の低年齢化が進行しており、青少年の規範意識の醸成が緊急の課題となっています。また、近年、性犯罪や、学校への不審者侵入といった、青少年が被害者となる事案が全国的に発生するなど、安全・安心な地域づくりへの取組みが強く求められています。

① 県内の非行少年数（犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年）

(1) 概況

- 平成11年以降、9年ぶりに増加
- 刑法犯少年、特別法犯が増加、ぐ犯少年は減少

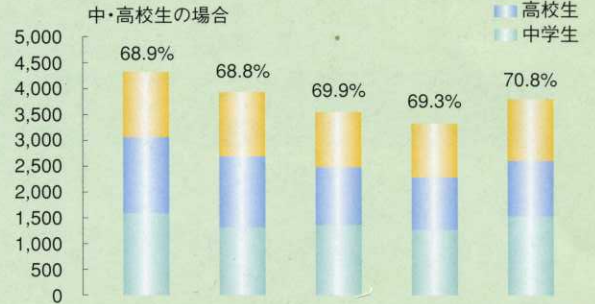


	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
非行少年総数(内女子数)	4,393 (1,042)	3,926 (986)	3,560 (884)	3,356 (794)	3,837 (955)
刑法犯	4,114	3,743	3,430	3,191	3,575
犯罪少年	3,382	2,991	2,641	2,525	2,828
触法少年	732	752	789	666	747
特別法犯	243	155	116	146	255
犯罪少年	222	134	92	133	201
触法少年	21	21	24	13	54
ぐ犯少年	36	28	14	19	7
少年人口(10~19歳)	302,780	296,665	291,618	283,605	280,133
少年人口(14~19歳)	189,991	184,710	179,873	173,755	170,210

※交通関係事件、交通関係法令違反を除く
 ※犯罪少年～14歳以上20歳未満で罪を犯した少年
 触法少年～14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
 ぐ犯少年～少年法第3条第1項第3号に定められた事由に該当する、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
 ※少年人口は平成17年の国勢調査結果をもとに算出したもの

(2) 学業・職業別

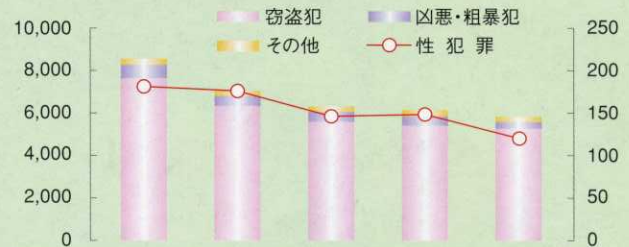
- 大学生等以外、いずれの学職においても増加
- 特に中学生の増加が著しい



	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
非行少年総数	4,393	3,926	3,560	3,356	3,837
小学生	217	220	236	220	236
中学生	1,560	1,420	1,436	1,280	1,535
内14歳未満	549	556	578	465	565
高校生	1,466	1,282	1,053	1,045	1,182
大学生等	180	211	181	193	174
有職	451	373	319	349	427
無職	519	420	335	269	283

② 少年の犯罪被害（刑法犯）

- 前年対比94件(1.5%)減少



※性犯罪は凶悪犯のうちの強姦と風俗犯のうちの強制わいせつを示す

「平成19年非行少年等補導状況」警察本部少年サポートセンター作成(2008)より

深夜に青少年を外出させないようにしましょう

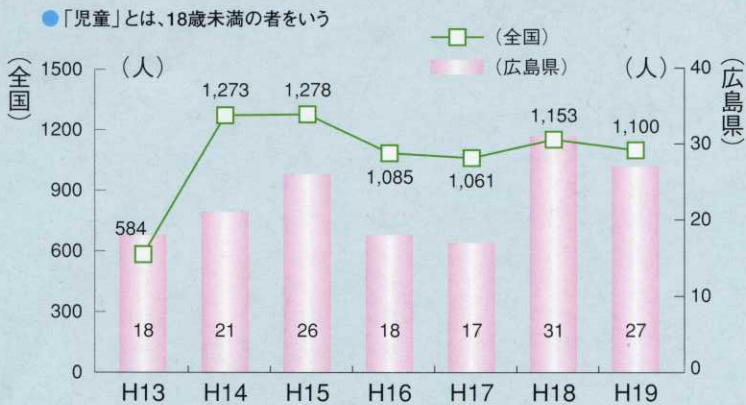
- 最近、青少年が深夜営業を営む店舗周辺で意味もなくたむろしたり、路上を徘徊していたなどの理由により、補導されるケースが増加しています。
- 青少年が深夜時間帯に出歩くことは、健全育成の面から好ましいことではなく、場合によっては、犯罪に巻き込まれることも考えられます。
- 広島県青少年健全育成条例では、「保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないように努めなければならない。」と規定されています。



インターネット上の有害情報から子どもたちを守りましょう

いわゆる出会い系サイトなどインターネット上の違法・有害情報が関係した事件により、多くの子どもが被害に遭っています。平成19年に、全国で出会い系サイトに関連した検挙事件の被害児童数は、1,100人。全被害者数1,297人の80%以上を占めています。その中でも、携帯電話からのアクセスが9割以上を占めています。

出会い系サイトに関連した検挙事件の被害児童数の推移



「平成19年中のいわゆる出会い系サイトに関連した事件の検挙状況について」警察庁(2008)より
 広島県の数字は、広島県警サイバー犯罪対策室提供



「広島県インターネットセキュリティ対策推進協議会」では、インターネット犯罪を未然に防止するための普及啓発活動に取り組んでいます。同協会のホームページには、保護者・教職員向けの教材として「サイバー犯罪から青少年を守るために」と題した記事が掲載されています。詳しくは協議会のホームページ (<http://www.hisec.jp>) をご覧ください。

青少年の使うパソコン・携帯電話には、フィルタリングサービスを利用しましょう。



パソコンの場合



パソコンに付属のソフトのほか、各プロバイダや(財)インターネット協会による無償提供ソフト(「公式ホームページ」<http://www.iajapan.org/rating>)もあります。詳しくは、ご利用のプロバイダや(財)インターネット協会におたずねください。



携帯電話の場合



携帯電話会社では、有害サイトへのアクセス制限機能サービスを提供しています。詳しくは、ご利用の携帯電話各社までおたずねください。

保護者・教職員向け インターネット・携帯電話の安心・安全講座を開催しましょう。

e-ネットキャラバン運営協議会では、保護者及び教職員向けのインターネット・携帯電話の安心・安全利用講座に、講師を派遣する取組み(e-ネットキャラバン)を無料で行っています。教職員の研修会やPTAの会合、その他勉強会等でインターネットの安心・安全利用について勉強する機会にぜひご活用ください。

e-ネットキャラバン運営協議会事務局 tel.03-3583-5808
 (公式ホームページ) <http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>
 総務省中国総合通信局電気通信事業課 tel.082-222-3377